

## 企業再生税制の改正

**Q** : 企業再生税制が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

**A** : 次のようになりました。

### 【解説】

企業再生税制では、これまで、法的整理に伴い債務免除が行われた場合に限り、評価損の損金算入を認め、債務免除益との相殺等をする取り扱いを認めてきましたが、今回、迅速な企業再生を促すという狙いもあり、一定の要件を満たす私的整理による再生計画に対しても評価損益の計上、期限切れとなった欠損金の損金算入等の取り扱いを認めることとしました。

この取り扱いによって、①債務免除益の対する課税がされない、②資産の評価損が計上できる、③再生期間中の所得と相殺可能な青色欠損金を残すことで再建期間中の課税負担を軽減できることとなりましたので、企業再生に弾みがつくのではと期待されています。

なお、一定の要件とは、次の事実があったこととされています。

- ① 商法の規定に基づく整理計画の決定があったこと
- ② 再生計画認可等があったこと
  - ・ 計画が一般に公表された債務処理手続きの準則に従って策定されていること
  - ・ 資産評定をした価額に基づいて貸借対照表が作成されていること
  - ・ 債務免除の金額が定められていること
  - ・ 2以上の金融機関又は政府系金融機関等からの債務免除額が決定していること

